

就学援助費年間給付計画

扶助の種類	支給回数	支給時期	小学校・義務教育学校前期課程	中学校・義務教育学校後期課程
			支給予定年額(円)	支給予定年額(円)
修学旅行費	1		補助対象経費内	補助対象経費内
新入学児童生徒 学用品費	1	3月下旬 または 6月下旬	40,600	47,400
学用品費 通学用品費	2	6月下旬 (前期分)	第1学年 5,710 その他の学年 6,825	第1学年 11,160 その他の学年 12,275
		10月下旬 (後期分)	第1学年 5,710 その他の学年 6,825	第1学年 11,160 その他の学年 12,275
校外活動費 (宿泊を伴わない)		実施後	交通費及び見学料のみ支給 (限度額 1,570)	交通費及び見学料のみ支給 (限度額 2,270)
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	1	実施後	交通費及び見学料のみ支給 (限度額 3,620)	交通費及び見学料のみ支給 (限度額 6,100)
通学費	2		最も経済的な経路及び 方法により通学する場 合の交通費の額	最も経済的な経路及び 方法により通学する場 合の交通費の額
給食費		2ヶ月分の 実績に基づき 翌月支給	(食数の実績により支給) 1食単価の7割相当額	(食数の実績により支給) 1食単価の7割相当額

【注】鳥取大学附属小学校・中学校在学の方は、給食費が支給対象外です。

- 1 この給付計画は、年度当初より認定を受けた方の金額です。年度途中で申請をされ認定を受けられた場合には金額が異なります。
- 2 修学旅行費は、交通費、宿泊費、見学料、記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料並びに参加者全員が負担することになる経費が補助対象となります。
(ただしおやつ代、体験料等は除く)
- 3 宿泊を伴わない校外活動費は、支給額が限度額に達するまで複数回支給が可能です。
- 4 通学費については、小学校にあっては通学距離が片道4km以上、中学校にあっては通学距離が片道6km以上の場合で交通機関を利用している場合です。
(※申請には領収書又は定期券の写しが必要となります。)